



スポーツに関する トラブルの相談窓口

杉山翔一 スポーツ法政策研究会、Field-R 法律事務所、弁護士

はじめに

2013年9月に東京が2020年のオリンピック・パラリンピック競技大会の開催都市に決定して以降、スポーツは、ますます社会の注目を集めるようになってきています。今年の9月から10月にかけて行われたラグビーのワールドカップは、日本代表チームの大活躍もあり、大変な盛り上がりを見せました。

その一方で、今日、スポーツに関するトラブルや中央競技団体の不祥事の報道を、よく見かけるようになってきています。実際に、わが国におけるスポーツに関する紛争の私的解決機関である公益財団法人日本スポーツ仲裁機構（以下「JSAA」と言います）の事業報告によれば、同機構に対する相談件数や仲裁判断に至った紛争の件数は、直近の3年間、増加傾向にあるようです。

このような状況を受け、2013年以降、わが国では、スポーツに関するトラブルを相談する機関がいくつか開設されていま

す。もっとも、これらの機関は、利用可能な者や取り扱うことのできるトラブルの内容、機能が各々異なっており、また、そのことが十分に潜在的な利用者に周知されていないため、必ずしも有効に活用されているとはいい難い状況にあります。

そこで、本稿では、わが国におけるスポーツに関するトラブルの相談機関のうち、

1. 「公益財団法人日本オリンピック委員会（JOC）」の通報相談窓口
2. 「独立行政法人日本スポーツ振興センター（JSC）」の第三者相談・調査委員会
3. 「一般社団法人日本スポーツ法支援・研究センター（JLSRC）」のスポーツにおける暴力行為等相談窓口（「公益財団法人日本体育協会（JSA）」の受託事業）
4. JSAA の相談窓口¹⁾

という4つの相談窓口について、その利用者や取り扱うことのできるトラブルの内容を紹介したいと思います。

1. JOC の通報相談窓口

ア) 概要

JOCは、2013年3月19日、「公益財団法人日本オリンピック委員会通報相談処理規程」（以下「JOC相談処理規程」と言います）を制定し、通報相談窓口を開設しました。

イ) 利用者

JOCの通報相談窓口の利用者は、「本会が認定するオリンピック強化指定選手、本会が委嘱する強化スタッフで、その地位・身分でなくなってから2年を経過しない者とする」と定められており（JOC相談処理規程第4条）、いわゆる「トップアスリート」やそのスタッフに限定されています。

ウ) 相談できるトラブル

JOC相談窓口規程は、取り扱うことのできる行為を「本会及び本会加盟団体についての法令違反またはそれに準じる反社会的行為」と規定しています（JOC相談処

表 各相談窓口の機能の比較

運営主体	JOC	JSC	JLSRC	JSAA
利用者	トップアスリート*1	トップアスリート*2	JSA 倫理規程第2条に定められた者	誰でも利用可
相談できるトラブルの内容	法令違反またはそれに準じる反社会的行為	1年以内に行われたスポーツ指導における暴力行為等	JSAの倫理規程に規定された行為*3	スポーツの競技またはその運営をめぐる紛争
時間	平日 10時～18時	13時～16時 (火曜、木曜、金曜)	平日 10時～17時	平日 10時～17時
料金	無料	無料	無料	無料

*1 JOCの項「イ) 利用者」を参照

*2 JSCの項「イ) 利用者」を参照

*3 JLSRCの項「ウ) 相談できるトラブル」を参照

理規程第5条)。そのため、相談できる行為には、たとえば、指導者の競技者に対する暴力行為・パワーハラスメント、指導者や役員・競技者に対するパワーハラスメント・セクシャルハラスメントは含まれていますが、役員間紛争など法令違反等に至らない競技団体のガバナンスに関する問題については対象外になっています。

工) 相談体制

相談は、無料で、平日10時～18時まで行うことができ、弁護士が相談を担当しています。相談方法は、電話、FAX、電子メール、面会がいずれも可能となっています。

オ) 意義

報道によれば、2013年3月の窓口の開設から2015年5月頃までの約2年間で計61件の情報提供がありました。その中には、情報提供をきっかけに、暴力行為を理由に中央競技団体の指導者を処分した例もあり、JOCの通報相談窓口は、スポーツにおける体罰・暴力行為の予防に一定の機能を果たしていると言えます。

もっとも、JOCの通報相談窓口の利用者は、いわゆる「トップアスリート」に限定されているため、通報はしたが利用できなかった、というケースも多くあるようです。

今後、この窓口の利用者の範囲を拡大することが期待されます。

2. JSCの第三者相談・調査委員会

ア) 概要

JSCは、2014年1月10日、スポーツ指導における暴力行為等に関する第三者相談・調査委員会（以下「JSC相談・調査委員会」と言う）を開設しました²⁾。

イ) 利用者

JSC相談・調査委員会の利用者は、「オリンピック競技大会代表選手並びにパラリンピック競技大会代表選手、公益財団法人

日本オリンピック委員会が認定するオリンピック強化指定選手、及びこれらのいずれかに該当した者で、相談を行った時点において、その地位・身分でなくなつてから1年を経過しない者」とされており、JSC相談・調査委員会の利用者も、いわゆる「トップアスリート」に限られています。

ウ) 相談できるトラブル

JSC相談・調査委員会が取り扱うトラブルは、1年以内に行われたスポーツ指導における暴力行為等（①身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼす行為、②①に準じる心身に有害な影響を及ぼす言動、③その他競技者の能力・適性にふさわしくないスポーツ指導）とされており、JSC相談・調査委員会は、スポーツにおける暴力・ハラスメント、不適切な指導に特化した相談機関と言えます。

工) 相談体制

相談は、無料で、火・木・金曜日の13時～16時まで行うことができ、弁護士、臨床心理士、アスリートOB等の委員8名のいずれかが相談を担当することになっています。相談方法は、電話、電子メール、面会がいずれも可能となっています。

オ) 意義

JSCの相談・調査委員会は、暴力・ハラスメントのトラブルが起きた際、弁護士や臨床心理士等複数の有識者からなる第三者の調査委員会を設けて、関係者から事情聴取をするなどして、客観的かつ公平な調査を行うこともできます。

現在までのところ、わが国のスポーツ界では、JSC相談・調査委員会のような「調査権限」を有している機関は見当たらないため、スポーツにおける暴力・ハラスメントのトラブルに関し、JSC相談・調査委員会に期待される役割は大きいと言えます。

もっとも、JSC相談・調査委員会の利用対象者は、JOCの通報相談窓口と同様

に、いわゆる「トップアスリート」に限定されているため、すべてのスポーツ関係者が、この委員会の「調査権限」を利用できないことが課題とも言えます。

JSC相談・調査委員会についても、今後、利用対象者の範囲を広げていくことが期待されます。

3. JLSRCのスポーツにおける暴力行為等相談窓口

ア) 概要

JLSRCは、2014年8月8日、競技者、クラブ、運動部活動、各競技団体などスポーツに関わる個人や団体に対して、スポーツ法に関する支援を行うこと等を目的に設立された機関です。そして、JLSRCは、2014年11月12日、JSAの委託を受けて、「スポーツにおける暴力行為等相談窓口」を開設しました。

イ) 利用者

JLSRCの相談窓口の利用者は、JSA倫理規程第2条に定められた者（評議員、理事及び監事、事務局職員、公認スポーツ指導者、スポーツ少年団登録者等）とその「関係者」とされています。「関係者」には、家族、知人、所属チームのチームメイト・スタッフも含まれるとされています。

ウ) 相談できるトラブル

JLSRCの相談窓口で相談できるトラブルは、ドーピング等薬物乱用、不正経理、横領、暴力、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、差別などのJSAの倫理規程で定められているトラブルです³⁾。

工) 相談体制

相談は、無料で、平日10時～17時まで（12時～13時を除く）行うことができます。相談員は、スポーツ法に精通した弁護士が中心であり、事案に応じて、学識経験者や会計士等の専門家が担当することもあるようです。

また、相談方法は、電話、電子メール、

FAX、面会のいずれも可能となっています。

オ) 意義

JLSRCの相談窓口は、JOCやJSCより、利用者の範囲が広いという強みがあるため、多くの競技者や関係者が利用することが積極的に利用することが期待されています。

また、JLSRCは、「スポーツにおける暴力行為等相談窓口」に留まらず、2015年3月2日から、「スポーツ相談室」を設置しており、「スポーツにおける暴力行為等相談窓口」が扱うことのできるトラブルの範囲外の、スポーツ団体の運営方法、スポーツに関する契約や規則、競技大会の選手選考など、幅広い相談も受け付けています。

4. JSAAの相談窓口

ア) 概要

JSAAは、2003年に設立された、スポーツに関する紛争の私的な紛争解決機関です。

JSAAは、スポーツ仲裁、スポーツ調停、ドーピング仲裁などの紛争解決手段を提供しており、主に、これらの紛争解決手段の「手続き」に関する相談を受け付けています。

イ) 利用者・相談できるトラブル

JSAAの相談では、利用者や相談できるトラブルに関し、特に規定がないため、競技者、指導者、競技団体の関係者が広く相談することが可能と思われます。

ただし、JSAAは、競技者や競技団体から中立の立場にある、いわば「裁判所」であるため、受けられるアドバイスも基本的には、JSAAの紛争解決手段の「手続き」の内容に関するものが中心になってくるので、相談者の立場に立ったアドバイスが欲しい場合は、弁護士に代理人を依頼することも検討すべきです。

ウ) 相談体制

JSAAの相談は無料で、平日10時～17時まで（12時～13時を除く）、電話と事務局での面会による相談を受け付けています。相談担当となるのは、スポーツ仲裁・調停手続きの専門家です。

エ) 意義

JSAAのスポーツ仲裁規則に基づくスポーツ仲裁という紛争解決手段は、「競技団体」が「競技者等」に対して行った決定の不服申立てを扱う手段です。そのため、JSAAの相談窓口は、特に競技団体から、「決定」（不利益処分、代表選手選考決定、資格停止処分など）を受けた競技者、指導者等が利用する場合、もっとも効果的だと言えます。

なお、JSAAには、認容されれば最大で32万4,000円（消費税8%込）の弁護士費用等の手続費用の支援を受けられる制度も存在しているので、JSAAの紛争解決手段を利用する場合は、同制度の利用も検討すべきです⁴⁾。

終わりに

現在、多くの中央競技団体においても通報相談窓口が設置されていますが、相談者には、自己の所属する中央競技団体に対する通報や相談は差し控えたいという心理もあるため、JOC、JSC、JLSRC、JSAAという中央競技団体の「外部」にある第三者の相談機関に期待されている役割は大きいと言えます。

しかし、わが国において、必ずしもすべてのスポーツ関係者に対して、こうした第三者の相談機関に対する相談の機会が保障されておらず、このことはわが国のスポーツ界が抱えている課題だと言えます。この意味で、競技レベルやトラブルの内容にかかわらず、広く相談できる体制を整えているJLSRCの今後の活動が注目されます。本稿では、誌面の関係で、それぞれの相談機関がもつ機能の詳細については説明することができませんでしたが、いずれの機関

も相談は無料であることから、身の回りでスポーツに関するトラブルが生じた場合には、まずはこれらの機関に積極的に相談することをお勧めします。

本稿が、わが国のスポーツ関係者のトラブルの予防や解決に少しでも寄与すれば幸いです。

〔註〕

- 1) ただし、①係争中のもの、②市町村、都道府県、各種リーグ内等のもの及び③学校等教育機関の行為については、相談対象外とされています。
- 2) 詳細については、公益財団法人日本体育協会倫理規程 (<http://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data0/about/pdf/regulation061.pdf>)
- 3) ただし、暴力、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント等を理由とした損害賠償請求や告訴等の被害者個人の救済や、JSAの倫理規程又は加盟団体規程が及ばない者の行為については、対象外とされています。
- 4) JSAA『手続費用の支援に関する規則』 (http://www.jsaa.jp/sportsrule/rule6_150306.pdf)

〔各関連機関のURL〕

- ・ JOC <http://www.joc.or.jp/news/detail.html?id=2491>
- ・ JSC <http://www.jpnsport.go.jp/corp/gyoumu/tabid/517/Default.aspx>
- ・ JLSRC <http://jls-src.org/>
- ・ JSAA <http://www.jsaa.jp/>

スポーツ法政策研究会

代表幹事／菅原哲朗・キーストーン法律事務所

●入会方法

参加資格／幹事の承認を得たうえで参加していただきます。

年会費／5,000円

入会申し込み／入会希望の旨を下記事務局まで、電話、FAX、E-mailにて申し込み、事務局から送付する所定の申込書に必要事項を明記し返送する。

●事務局

〒150-0012 東京都渋谷区広尾一丁目11番2号
アイオス広尾ビル301号室
事務局長／弁護士 西脇威夫（西脇法律事務所）
TEL：03-6450-2953 FAX：03-6450-2954
E-mail：takeo.nishiwaki@nishiwakilaw.com



※会の詳細はもちろん、入会申し込みも下記アドレスからご利用いただけます。

<http://sports-law-seisaku.jp/contact.html>